

すわみつえ通信

No.104 2019年12月23日(月)

日本共産党鴻巣市会議員

諏訪 三津枝



連絡先 鴻巣市赤見台3-2-7
TEL: 596-9440 FAX: 507-4151
携帯: 080-5039-2785
E-mail: mi-suwa@ezweb.ne.jp
mitsue-suwa@jcom.zaq.ne.jp

WEBで

すわみつえ



ホームページで、すわみつえの政策とお約束をご紹介します。

福祉・教育最優先の街づくり 市民の声を生かし いのちとくらしを守る市政に

今年も一年間ありがとうございました

すわみつえ通信を受け取り、読んで、拡げていただき、皆さんに心から感謝申し上げます。

身近な困ったことや安倍政権への怒りも含めて声を寄せていただき、「どう議員にとって何よりの支えでした。新しい年も引き続きの「」支援をお願いして、年末の「」挨拶と致します。



鴻巣市議会 本会議場
(本庁舎5階) =12月4日

12月市議会定例会 一般質問行う

公共施設における除草剤 使用について

上谷総合グラウンド・吹上総合グラウンド等の体育施設で、世界的に問題点がクローズアップされている「グリホサート」を中心成分とする除草剤が使用され、また、屈巣広田・共和放課後児童クラブなどでは、「非農耕地用除草剤を本年3月から8月にかけて使用しています。川里ボブラン館では、昨年より6月・8月に「」を使用していました。

他市の市民会議などの市民や子どもたちが利用する施設で、除草剤を使わない手立てはなし、やむを得ず使う場合には、より安全性の高い物に変える考えはないか質問しました。市からは、「利用者に対する影響が最小限になるよう努力します。」と答弁がありました。

除草時期となる頃に引き続き申しこみをしていました。

駅頭大宣伝行動 in 北本
「市民が野党をつなぐ埼玉6区連絡会」とともに、安倍9条改憲No! 19行動を北本駅で行いました。

12月19日(木)18時



新ごみ処理施設建設・市長説明

市議会最終日、閉会後の全員協議会において、原口市長から新ごみ処理施設建設の白紙撤回に至った経緯について説明がありました。残念ながら、詳細の説明とは言えず、計画破綻の理由は行田市長にあらためての主張のみでした。

敬老会アンケートについて
敬老会実施団体代表者に本年11月15日に郵送され、11月29日回答期限でアンケートが行われました。敬老会の在り方にについてとじつですが、財源まで問うような内容であるため、目的とその結果をどのように使つか質問しました。

毎週朝 駅頭においてホットなニュース「すわみつえ通信」をお届けします。

(月)吹上駅南口 (火)北鴻巣駅東口 (水)北鴻巣駅西口 (木)吹上駅北口 (金)鴻巣駅西口

しんぶん赤旗 12月16日付

朝日新聞 12月19日付

憲法の尊重擁護は国側

を返してもらう権利が生じる。一方、お金を借りた人は返済の義務が生じる。

ただし、憲法における権利と義務は、このような考え方では成り立しないのではないだろうか。

今の憲法には、国民の自由や権利ばかりが書かれていて、義務の規定が少ない。権利には義務が伴うものである——。憲法とは何かという根源的な問いを理解するためには、憲法における権利と義務がどのような関係にあるのかを把握しておこう必要があると思う。そこで私は、憲法に関する授業や講演の時に、冒頭で次の質問をしていく。

「憲法を尊重し擁護する義務を負うのは誰か？」

憲法について、次のような主張をしばしば耳にする。権利ばかりが書かれていて、義務ばかりが書かれていて、義務の規定が少ない。権利には義務が伴うものである——。

憲法とは何かという根源的な問いを理解するためには、憲法における権利と義務がどのような関係にあるのかを把握しておこう必要があると思う。そこで私は、憲法に関する授業や講演の時に、冒頭で次の質問をしていく。

「憲法を尊重し擁護する義務を負うのは誰か？」

そしてその選択肢として、國民、天皇、摂政、國務大臣、國會議員、裁判官、その他の公務員を挙げる。するといつも、大半の受講者が「國民」に挙手をする。

國民も憲法を尊重し擁護する。國民も憲法を尊重し擁護する義務があると思込んでいい人のなんと多いこと。どう

も、憲法の権利・義務が代償的な関係にあると勘違いしているのではないか。

「権利には義務が伴う」。この言葉を聞くと、それは当たり前のことでないかと納得してしまう。たとえば、金銭貸借の

場合、お金を貸した人にはお金

を返す義務があると思われるのではないか。

本来憲法とは國民が自由や権利を定めるもので、義務は例外

の言葉を聞くと、それは例外的なものだからだ。明治憲法制

前のことではないかと納得してしまった。たとえば、金銭貸借の

場合、お金を貸した人にはお金

を返す義務があると思われるのではないか。

本稿は、人が生まれながらに

持っている人権を國家権力から

奪るために、主権者である國民

が定めた國の最高法規だ。國の

政治は憲法に基づいて行うよう

に國民が権力者に命じたものだか

ら、本来憲法を尊重し擁護する

義務があるのは國側だろう。天

皇や國務大臣など、憲法を尊重

し擁護する義務がある対象を定

めた第99条に、「國民」が入っ

てないのはそのためだ。

様々な疑惑に対する説明責任

から逃れようとする現政権こ

そ、義務や責任を果たそうとす

る姿勢が欠如しているのではないか。國民も、賢明な主

権者になるために學習し、義務

や責任に応える政治家を選ぶ必

要があると思う。

(文教大生涯学習センター講師)
早川明夫



アフガンの下に舞う

（中村哲医師）

（外務省HP）

（日本政府の態度を変える必要がある。）

（松）

（アフガニスタン東部）

（中村哲医師）

（2005年8月10日）

（整備を支援した用水路の前に立つ）

（アフガニスタン東部）

（中村哲医師）

（2005年8月10日）